

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

金子 晃  
水谷 正 邦

## 第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施日

令和5（2023）年10月31日（火）

### 2 対象部局課

- (1) 会計管理者 会計課
- (2) 市民経済部 市民課（市民情報サービスセンター）
- (3) 教育部 スポーツ課
- (4) みよし市民病院事務局 管理課

### 3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

### 4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則（以下「規則」という。）及びみよし市つり銭等取扱要領（以下「要領」という。）並びにみよし市病院事業会計規程（以下「規程」という。）に基づき、現金及び切手等現金に準ずるものの取扱い及び保管が適正に行われているかを主眼とし、次の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等の関係書類との照合を行うとともに、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) 要領第4条による借用手続が適正にされているか。
- (2) 要領第5条による現金出納簿及びコピー代出納月計簿は整備されているか。
- (3) 規則第8条による収納金出納簿は整備されているか。
- (4) 現金出納簿等は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (5) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (6) 収納金及びつり銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (7) 現物は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (8) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

## 第4 監査の結果

### 1 会計課

指定金融機関の窓口委託の時間外において現金で受領する市税その他市長が発行した納付書（以下「市税等」という。）による収納金及びつり銭並びに愛知県証紙（以下「県証紙」という。）を対象として監査を実施しました。

#### (1) 市税等収納金及びつり銭

予算決算会計規則第89条では「会計管理者は、つり銭又は両替金に充てるため50万円を限度として歳計現金を保管することができる。」と規定されており、会計管理者が保管する現金のうち令和5（2023）年10月31日現在で現金借入申込書兼借用書が提出された11課に貸し出した残金が会計課の窓口用つり銭として保管されていました。

会計課窓口業務は、指定金融機関に委託していますが、市役所の開庁時間直後及び閉庁時間直前の委託時間外は会計課職員が対応します。収納金は、受領から翌開庁日までの間は、施錠できる場所に適切に保管され、翌開庁日に遅滞なく指定金融機関に払い込まれ、収納金出納簿に記帳されていることを確認しました。

現金出納簿及び収納金出納簿は要領及び規則に基づき整備されていました。

つり銭は、会計課職員が日々確認し、現金出納簿に記帳し、会計管理者による確認が行われていました。

つり銭は、施錠できる場所に適正に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、保管現金（つり銭）のみであり、会計管理者保管現金貸出先一覧表に記載してある金額と一致していました。

#### (2) 愛知県収入証紙

愛知県から県証紙の売りさばき人として「みよし市会計課」が指定されており、窓で県証紙の売りさばきを取り扱っています。

県証紙の枚数は購入及び売りさばき毎に愛知県収入証紙枚数確認表に記帳され在庫の管理は適正に行われていました。

県証紙は、施錠できる場所に適正に保管されており、監査当日の現物を確認したところ、愛知県収入証紙枚数確認表と一致していました。

### 2 市民課（市民情報サービスセンター）

市民情報サービスセンターで取り扱う戸籍、住民基本台帳に係る証明及び印鑑証明の発行手数料、市税等の収納金及びつり銭並びにコピー機利用料及びつり銭を対象として監査を実施しました。

#### (1) 手数料、市税等の収納金及びつり銭

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領及び規則に基づき整備されていました。

つり銭は、市民情報サービスセンター職員が毎日確認し、現金出納簿に記帳し、市民情報サービスセンター所長による確認が行われていました。

手数料、市税等の収納金は、毎日、指定の口座に入金されていました。

つり銭は、施錠できる場所に適正に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、手数料、市税等及びつり銭であり、現金出納簿、収納金出納簿及び日計取引明細と一致していました。

#### (2) コピー機利用料及びつり銭

コピー機は、市民情報サービスセンターに設置されており、来所者が有料で利用できるものです。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、コピー代出納月計簿も要領に基づき整備されていました。

利用料及びつり銭は、市民情報サービスセンター職員が毎月末日にコピー機カウンターの利用枚数と現金を確認し、コピー代出納月計簿に記帳後、指定の口座に入金されていました。

コピー代出納月計簿は市民情報サービスセンター所長による確認が行われていました。

利用料及びつり銭は、施錠されたコピー機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日のコピー機内の現金は、コピー機カウンターの利用枚数及びコピー代出納月計簿と一致していました。

### 3 スポーツ課

きたよし地区公園管理事務所窓口、総合体育館窓口及び券売機の収納金並びにつり銭を対象として監査を実施しました。

#### (1) きたよし地区公園管理事務所

きたよし地区公園管理事務所が管理する都市公園のうち三好丘公園、三好丘桜公園及び黒笹公園の施設使用料及びつり銭を対象として監査を実施しました。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領及び規則に基づき整備されていましたが、現金出納簿は、スポーツ課長の確認印が押印されていませんでした。担当者は、現金出納簿に記帳後速やかに課長の確認を受けるよう努められたい。収納金出納簿は、データで特定の職員のログイン後のデスクトップに保存されており、他の職員が確認できない状態でした。データの改ざん、紛失等を防ぐため、行政文書のデータは共有のファイルサーバに保存するよう管理を徹底されたい。

収納金は、金額を記載した封筒に入れた状態で、施設巡回のスポーツ課職員が管理事務所からスポーツ課へ運び、その後指定金融機関に入金されていました。ただし、収納金出納簿は、領収済通知書と封筒が管理事務所に戻ってきてから入力されていました。収納金額と納付金額を照合するためにも、規則に基づき収納後遅滞なく収納金出納簿を記帳するよう徹底されたい。

施設使用料及びつり銭は、施錠できる場所に適正に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿と一致していました。

## (2) 総合体育館窓口

窓口用つり銭は券売機が導入されてからは、体育器具、空調、照明等使用料を窓口で受領することがなくなり、つり銭は主に券売機の両替に利用されていました。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領及び規則に基づき整備されていましたが、現金出納簿は、きたよし事務所と同様にスポーツ課長の確認印が押印されていませんでした。担当者は、現金出納簿に記入後速やかに課長の確認を受けるよう努められたい。

つり銭は、施錠できる場所に適正に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿と一致していました。

## (3) 券売機

券売機の収納金及びつり銭を対象に監査を実施しました。券売機は、総合体育館受付に設置されており、施設、体育器具、空調、照明等（以下「施設等」という。）使用料を投入して施設等利用券を購入できるものです。当日に各施設に空きがあり利用したい場合、事前予約した日から利用日まで期間が短く使用料を金融機関窓口で納付できない場合、屋外施設で当日の天候を確認してから使用料を納付したい場合などに活用されています。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領及び規則に基づき整備されていましたが、現金出納簿はスポーツ課長の確認印が押印されていませんでした。担当者は、現金出納簿に記入後速やかに課長の確認を受けるよう努められたい。

収納金は、週に1回スポーツ課職員が指定金融機関窓口に出向き入金していました。

施設等利用料及びつり銭は、施錠された券売機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の券売機内の現金は、購入された施設等利用料及びつり銭であり、現金出納簿、収納金出納簿及び券売機の日計表と一致していました。

## 4 管理課

医療費等及びつり銭並びに切手、はがき及びレターパック（以下「切手等」という。）を対象として監査を実施しました。

### (1) 医療費等及びつり銭

時間外、休業日の窓口は、医事業務委託契約により受注者である株式会社ニチイ学館が対応しています。受領した医療費等は、施錠できる場所に保管され、翌営業日に指定金融機関へ払込みされ、管理課職員及び管理課長による確認が行われていました。収納金は、規程及び契約に基づき適正に受領、保管され、現金出納簿も整備されていました。

つり銭は、施錠できる場所に適性に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、現金出納簿と一致していました。

### (2) 切手等

切手等は、市の切手等管理要領に準じて病院の業務に必要な切手等を管理課が購入、

保管しているものです。

切手等管理要領に準じて切手等受払簿が整備され、使用及び購入が遅滞なく記帳されており、在庫の管理が適正に行われていました。

切手等は、施錠できる場所に適正に保管され、監査当日の現物を確認したところ、切手等受払簿と一致していました。

以上のとおり、各課における現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務は、規則、要領及び規定等に基づき概ね適正に処理されていると認められました。監査の結果に記載したとおり改善の必要が見受けられた点については、各課において速やかに対応をお願いします。